

山口市バリアフリー基本構想(概要版)

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

平成21年6月

山口市

目 次

1. バリアフリー基本構想策定の目的	1
2. バリアフリー新法とは	2
3. 基本構想策定の経緯	2
4. 基本理念・基本目標	3
(1) 基本理念・基本目標	3
(2) 基本方針	3
5. 重点整備地区の選定	4
6. 生活関連施設及び生活関連経路の設定	4
7. バリアフリー化事業の検討	6
(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本方針	6
(2) バリアフリー化事業の枠組み	6
(3) 特定事業の目標年	7
(4) 対象とする施設	8
(5) バリアフリー化事業の内容	9
8. バリアフリーの実現に向けて	13
(1) 心のバリアフリー	13
(2) 今後の取組みと推進体制	14

1

バリアフリー基本構想策定の目的

今日の日本は、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいます。2015年（平成27年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となると予測されており、今後、本格的な高齢社会を迎えることとなります。また、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

本市においても、同様の状況が懸念され、山口市による人口推計においては、2015年（平成27年）を境に人口減少に転じ、高齢化率が25.8%に達することが予想されています。

また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、平成17年にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、高齢者や障がい者等だれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境整備促進に関する法律として、ハートビル法、交通バリアフリー法が制定され、建築物や交通機関などにおいてバリアフリー化が推進されてきました。

しかしながら、ユニバーサルデザイン政策大綱がとりまとめられる過程で、ハートビル法と交通バリアフリー法が別々であることから、施設ごとのバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないという問題、また、ソフト面での対策が不十分であるといった問題、さらにはバリアフリー化を推進する上で段階的・継続的に取り組みを進めるプロセスが確立されていない等の問題が指摘されました。

こうしたことから、「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法が統合・拡充され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行されました。

本市におきましても、バリアフリー新法に基づき、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた基本構想を策定し、一体的かつ、総合的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とします。

2

バリアフリー新法とは

バリアフリー新法の目的とは、

- 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）
- 一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）

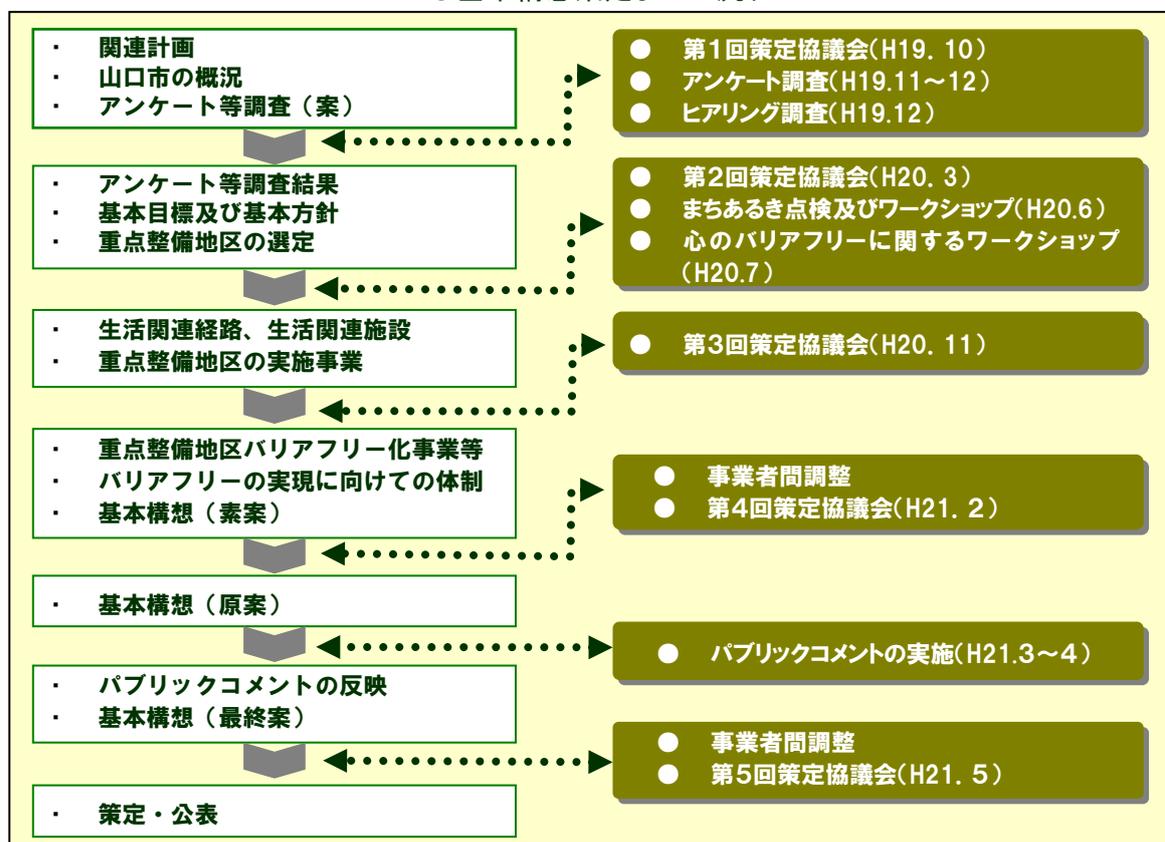
等を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることです。

3

基本構想策定の経緯

基本構想の策定にあたっては、高齢者や障がい者の代表、公募市民、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、その他関係機関など、様々の立場の方で構成される「山口市バリアフリー推進協議会」を設置し、検討を行いました。また、アンケート調査、まちあるき点検及びワークショップを行い、これらのご意見を参考にしながら基本構想を策定しました。

●基本構想策定までの流れ



4

基本理念・基本目標

(1) 基本理念・基本目標

バリアフリー推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

基本理念

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

基本目標

① 誰もが“暮らしやすいまち”の実現

■実現のための基本方針

- ・ 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進
- ・ 段階的・持続的なバリアフリーの推進



② 一人ひとりが“支えあうまち”の実現

■実現のための基本方針

- ・ 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進
- ・ 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

(2) 基本方針

基本理念、基本目標に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解消するための4つの基本方針を定め、バリアフリーの取組みを展開します。

1 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進

- 高齢者や障がい者のみならず、誰にもやさしく、施設や交通環境が連続した一体的なバリアフリー化を推進する

2 段階的・持続的なバリアフリーの推進

- 中長期的な視点で、段階的なバリアフリー整備と、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進する

3 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるまちを実現する

4 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれができるバリアフリー化に主体的に取り組む

5 重点整備地区の選定

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区です。本市では、優先性、緊急性、有効性の観点、地区の現状、関連計画の位置づけ、市民アンケート調査結果を踏まえ、新山口駅周辺地区（面積約 270ha）を重点整備地区に選定しました。新山口駅周辺地区を重点整備地区とした理由は次のとおりです。

- 新山口駅は、本市の唯一の特定旅客施設である
- 新山口駅周辺には、公共施設や商業施設等の生活関連施設が集積している
- 駅周辺の歩道整備や施設のバリアフリー化に緊急性を有する
- 地域において、身体その他に不自由や制約がある人の割合が高く、バリアフリー整備の有効性がある
- 広域的な玄関口であり、市民の利用も最も多いことから、駅を中心とした一体的な整備により、都市機能の増進を図る上で効果的である

6 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区においては、主要な「生活関連施設」及びそれらを結ぶ主要な経路である「生活関連経路」を設定し、地区内の移動等円滑化を図ることが必要となっています。

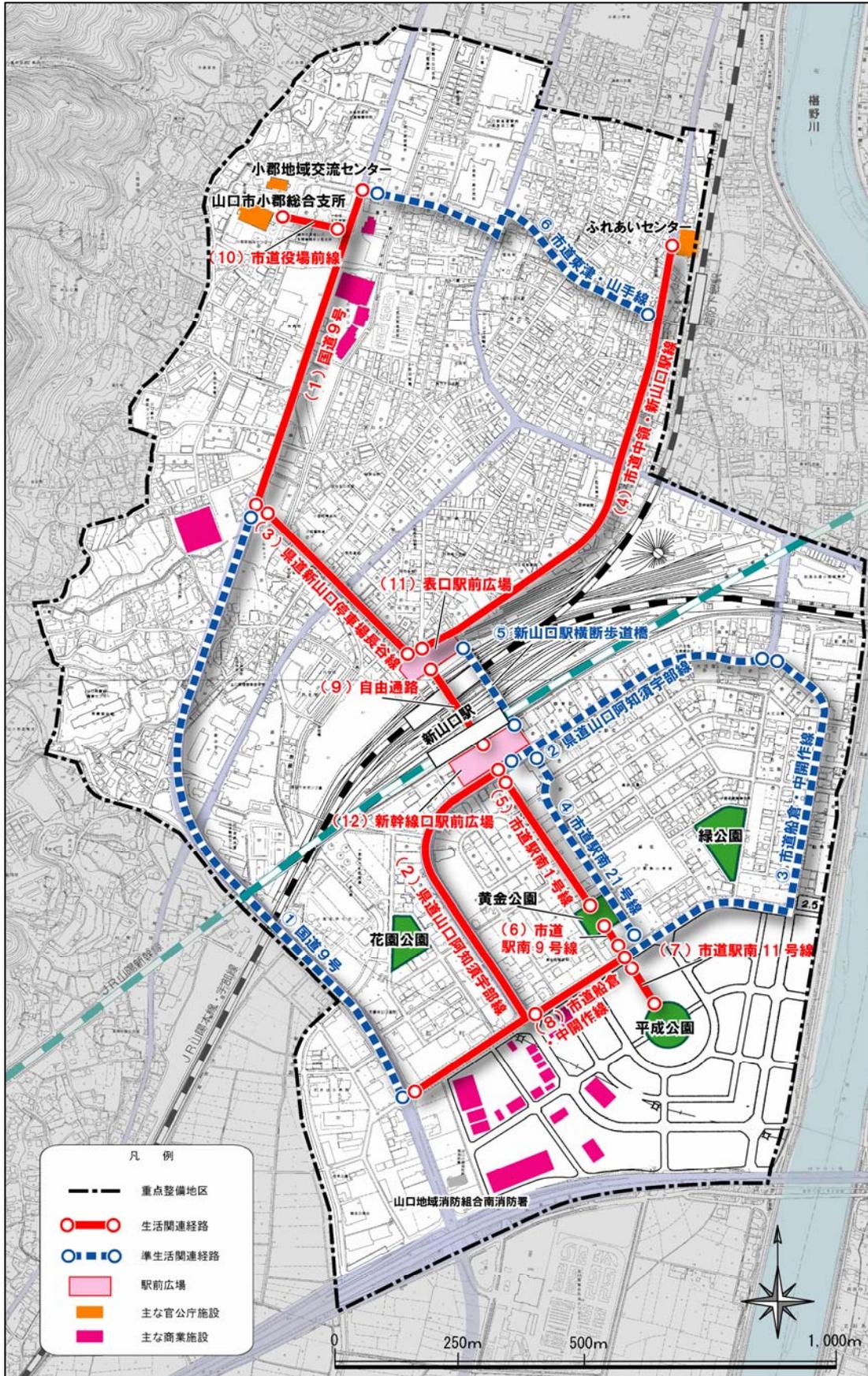
新山口駅周辺地区では、多数の生活関連施設が立地していますが、この中でも特に様々な人が利用することが想定され、バリアフリー化が優先的に必要であり、またバリアフリー化することによる効果が見込まれる主要な生活関連施設として、新山口駅をはじめ、駅北側では小郡総合支所や小郡ふれあいセンターといった公共施設、また、駅南側では主要な都市公園及び商業施設集積地を本構想における「生活関連施設」と位置づけ、それらを結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として設定します。

ただし、商業施設集積地における主要な大型店舗については、すでに移動等円滑化基準に基づいて店舗が整備されていることから、主要な施設として位置づけはしますが、調査対象施設とはしていません。

なお、道路条件や沿道条件、その他地形的条件などから移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路については準生活関連経路と位置づけ、可能な範囲でのバリアフリー対応を図ることとします。

以上のことから設定した生活関連施設及び生活関連経路・準生活関連経路は次図に示すとおりです。

●生活関連施設及び生活関連経路



7 バリアフリー化事業の検討

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本方針

市全体におけるバリアフリー化の基本方針、及び地区の特性を踏まえ、重点整備地区（新山口駅周辺地区）のバリアフリー化に関する基本的方針を次のとおりとします。

1 新山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進

- 新山口駅周辺の整備事業を中心として、地区内のネットワークを意識した道路及び施設のバリアフリー化を推進します。

2 心のバリアフリーの推進

- 利用者の立場からのバリアフリーに関する課題等を踏まえ、様々なソフト施策によるバリアフリー化を推進します。

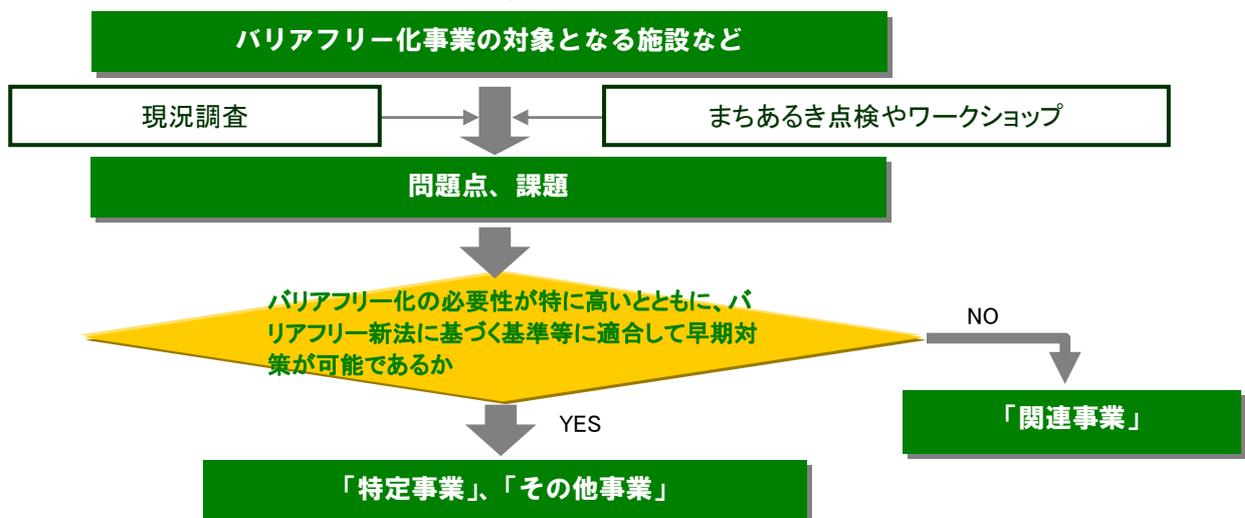
(2) バリアフリー化事業の枠組み

バリアフリー化を実現するために行う事業については、これまでの調査結果等を踏まえ、各施設設置管理者と協議の上、定めることとなっています。

事業の種類としては、まず、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化のための整備等を行う「特定事業」(※)及び「その他の事業」があります。

一方、バリアフリー化の課題に対して、ソフト面で継続的に対応を図るべきもの、また、早期対策が困難などの理由により、将来的に実施を検討していくべきものについては「関連事業」として定義し、今後、重点整備地区内の事業については、これら3つに整理していくこととします。

● 事業手法の検討フロー



※「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」

● バリアフリー化事業の枠組み

新山口駅周辺地区の課題

■ 特定事業

(バリアフリー化を促進するために実施する事業)

公共交通特定事業

鉄道施設のバリアフリー化に関する事業
(主体者：西日本旅客鉄道株式会社)

道路特定事業

道路のバリアフリー化に関する事業
(主体者：国、県、山口市)

都市公園特定事業

都市公園のバリアフリー化に関する事業
(主体者：山口市)

建築物特定事業

特別特定建築物のバリアフリー化に関する事業
(主体者：山口市)

交通安全特定事業

信号機等交通安全施設の整備に関する事業
(主体者：公安委員会)

■ その他の事業

(バリアフリー化を促進するために実施する事業で特定事業に該当しない事業)

駅前広場、自由通路のバリアフリー化に関する事業 (主体者：山口市)

■ 関連事業

(特定事業と連携し継続的に実施するソフト事業、実施を検討する事業)

心のバリアフリーに関する取組み (主体者：市民、事業者、行政)

将来的に実施を検討していくべき事業 (主体者：事業者、行政)

(3) 特定事業の目標年

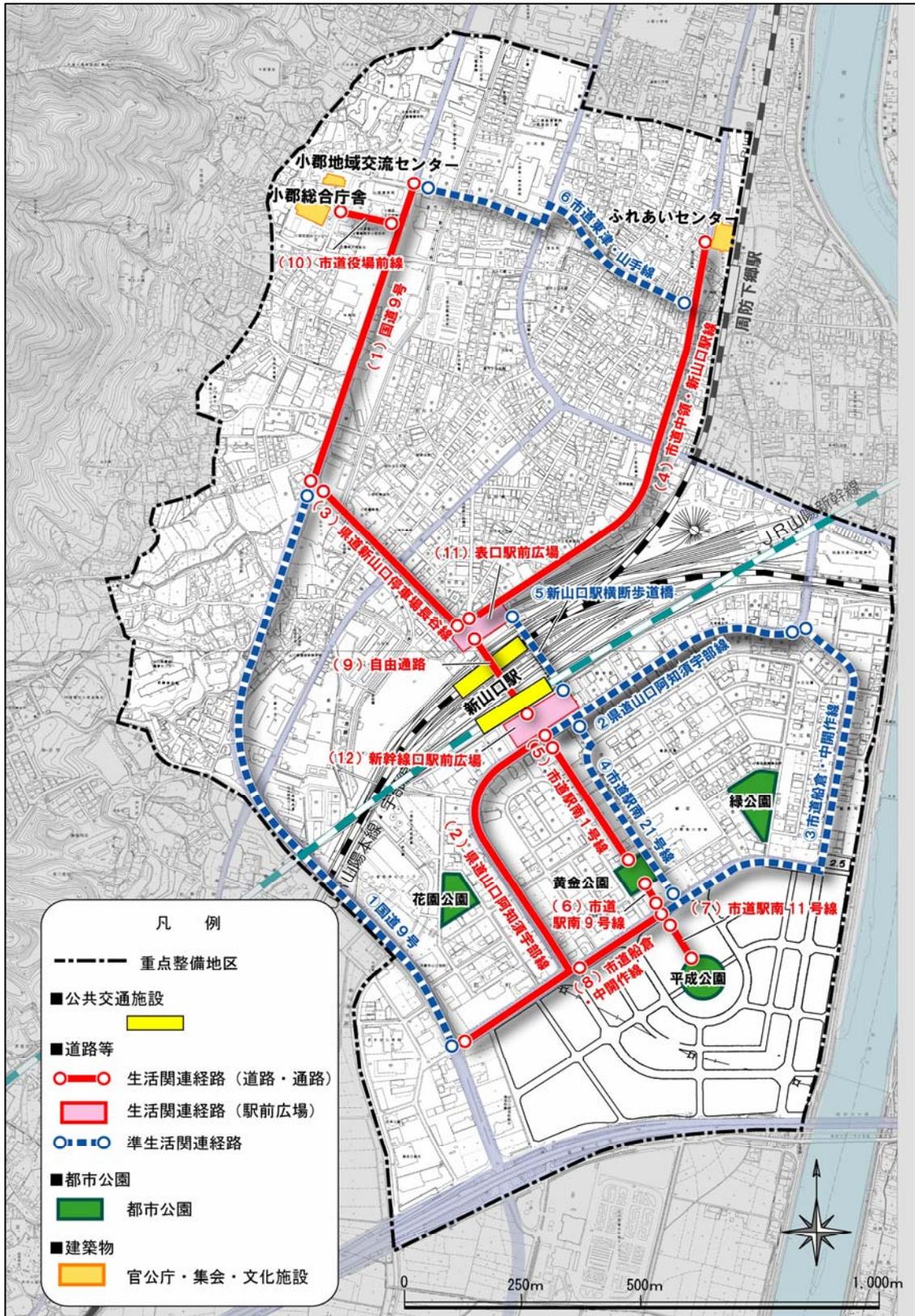
バリアフリー化の実現については、国の基本方針において、平成 22 年を目標として示されていますが、本基本構想策定後の期間が非常に短いことや、大規模な改修などで目標年までの整備が困難と考えられる事業があることから平成 22 年以降も継続的に取り組んでいくものとします。

このため、「特定事業」については短期（基本構想策定後概ね 3 年以内に着手）と、中長期（基本構想策定後概ね 5 年以内に着手）に区分し、それぞれ国、県、市、公共交通事業者をはじめとする関係機関と市民との協働により取り組んでいくものとします。また、「その他の事業」及び「関連事業」については、各施設の状況等に応じて、実施または検討していくものとします。

(4) 対象とする施設

特に優先的に整備を実施していく必要のある施設は次のとおりです。

● バリアフリー化を実施・検討する施設



(5) バリアフリー化事業の内容

① 公共交通に関する特定事業・関連事業

■鉄道（西日本旅客鉄道株式会社）

方針＞新山口駅ターミナルパーク整備事業と連携・調整し、高齢者・障がい者等が利用しやすい駅舎及び車両等のバリアフリー化に努めます。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	JR 新山口駅 在来線駅舎	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置（改札内） 高齢者・障がい者等の利用に配慮した券売機の設置 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 	中長期 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業と調整
	JR 新山口駅 新幹線駅舎	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置（改札内、2階～3階） 多機能トイレの設置（改札内） 	短期
関連事業	車両	<ul style="list-style-type: none"> 車両のバリアフリー化の推進 	その他 ※車両更新時
	社員教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 	その他 ※継続的に実施

■バス（中国ジェイアールバス株式会社、防長交通株式会社、宇部市交通局）

方針＞高齢者・障がい者等が利用しやすい施設整備や車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
関連事業	時刻表	<ul style="list-style-type: none"> 大きな文字の使用等、見やすい時刻表への改良 	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
	車両	<ul style="list-style-type: none"> 低床式バス等の導入推進 	その他 ※車両更新時等
	社員教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 	その他 ※継続的に実施

■タクシー（山口地区タクシー協会）

方針＞高齢者・障がい者等が利用しやすい車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
関連事業	車両	<ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシーの導入推進 	その他 ※継続的に推進
	社員教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 	その他 ※継続的に実施

② 道路に関する特定事業・関連事業（国・山口県・山口市）

方針＞主要な経路として、生活関連経路については、「道路移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を目標とします。また、準生活関連経路については、土地所有等の制約条件が多いことから、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。また、ソフト施策の展開により、利用しやすい道路環境の維持を目指します。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	生活関連経路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道9号 ・ 県道山口阿知須宇部線 ・ 県道新山口停車場長谷線 ・ 市道中領・新山口駅線 ・ 市道駅南1号線 ・ 市道駅南9号線 ・ 市道駅南11号線 ・ 市道船倉・中開作線 ・ 市道役場前線 ※区間は別図のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の改良（幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等） 	中長期
関連事業	準生活関連経路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道9号 ・ 県道山口阿知須宇部線 ・ 市道船倉・中開作線 ・ 市道駅南21号線 ・ 新山口駅横断歩道橋 ・ 市道東津・山手線 ※区間は別図のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有等の状況に応じ、以下の項目について可能な範囲での歩道の改良（幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等） 	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
	不法占用している商用店舗の看板や放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占用等防止の指導・啓発を行う 	その他 ※継続的に実施
	重点整備地区内の道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な維持管理 	その他 ※継続的に実施

③ 都市公園に関する特定事業・関連事業（山口市）

方針＞主要な生活関連施設として、黄金公園及び平成公園について、「都市公園移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。また、緑公園及び花園公園については、地形的条件等による制約があることから、今後大規模改修時等の機会を捉えてバリアフリー化を検討します。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	黄金公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園路の改良（段差の解消） ・ 一般トイレの改良（小便器への手すりの設置） ・ 多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） ・ 高齢者・障がい者等の利用に適した案内板の設置 	中長期
	平成公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者等の利用に適した水飲み場の設置又は改良 ・ 高齢者・障がい者等の利用に適した案内板への改良 	中長期
関連事業	緑公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口や通路の段差の改良や、多機能トイレの設置等、高齢者、障がい者の利用に配慮した施設整備の推進 	その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施する
	花園公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口や通路の段差の改良や、多機能トイレの設置等、高齢者、障がい者の利用に配慮した施設整備の推進 	〃

④ 建築物に関する特定事業・関連事業（山口市）

方針＞各対象建築物については、建築年次が古く、部分的な改修では解決しないバリアが多くあることから、軽微なものについては、順次バリアフリー化を実施しますが、全体については大規模改修時にバリアフリー化を実施します。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	小郡総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 1階主要経路における視覚障がい者誘導用ブロックの設置 1階一般トイレの改良（容易な操作の給水栓への改良） 	短期
	小郡ふれあいセンター	<ul style="list-style-type: none"> 主要な経路における手すりの設置（階段、通路） 階段等の段の識別しやすい着色等による段鼻の処理 1階一般トイレの改良（容易な操作の給水栓への改良） 	短期
関連事業	小郡総合支所	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された通路の確保や多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置）等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 	その他 ※建物更新時等の大規模改修時に事業を実施する
	小郡ふれあいセンター	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置）等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 	〃
	小郡地域交流センター	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターや多機能トイレの設置等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 	〃

⑤ 交通安全に関する特定事業・関連事業（山口県公安委員会）

方針＞道路整備等と連携を図りつつ、高齢者・障がい者等の移動に配慮した安全対策を推進します。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	生活関連経路上の信号機・標識など	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者用付加装置設置 高齢者等感應装置 歩行者用灯器のLED化 	中長期 ※道路整備等と連携を図りつつ順次実施
関連事業	生活関連経路以外の道路	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者等の移動等に配慮した安全対策の推進 	その他 ※道路整備等と連携を図りつつ実施を検討
	違法駐車	<ul style="list-style-type: none"> 違法駐車取締りの強化及び防止のための啓発活動等の実施 	その他 ※継続的に実施

⑥ その他重点整備地区に関する事業（山口市）

方針＞新山口駅周辺においては、新山口ターミナルパーク整備事業として、南北自由通路の新設及び表口駅前広場、新幹線口駅前広場の再整備を行います。事業実施にあたり、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備を行います。また、ソフト施策として、市民及び事業者等のバリアフリーに対する理解の促進を図るとともに、市職員のバリアフリーに対する理解向上を図ります。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
その他の事業	新山口駅 南北自由通路	○新山口駅の南北を結ぶ自由通路の設置 ・ 高齢者、障がい者等の円滑な移動に配慮したエレベーターの設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施
	新山口駅表口駅前広場	○新山口駅表口駅前広場の再整備 ・ 歩道の改良（雨水浸透構造の舗装、歩道すりつけ部の勾配の改良等） ・ 案内板、休憩施設、照明施設の設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 一般トイレの設置 ・ 多機能トイレの設置 ・ 低床バス等に対応した、バス乗降場への改良	その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施
	新山口駅新幹線口駅前広場	○新山口駅新幹線口駅前広場の再整備 ・ 歩道の改良（雨水浸透構造の舗装、歩道すりつけ部の勾配の改良等） ・ 案内板、休憩施設、照明施設の設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施
関連事業	重点整備地区の施設設置管理者及び市民	・ 自転車等の走行や駐車駐輪マナーの向上、民間施設のバリアフリー化の促進、高齢者・障がい者等に対する理解の促進	その他 ※継続的に実施
	山口市の職員教育・訓練	・ バリアフリーに対する理解促進のための職員教育・訓練の実施	その他 ※継続的に実施

(1) 心のバリアフリー

① 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障がい排除されても放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安心して外出できる環境を整えるにはすべての人が障がい者や高齢者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎む、お互いに助け合うといった行動が必要です。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。

② 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者、その他一般の方などの参加のもと、ハードの整備だけでは解決されないバリア（心のバリア）について考えるワークショップを平成20年（2008年）7月7日に開催しました。

ワークショップでは自転車や自動車運転等のマナーの問題、障がいに対する知識や理解不足等による人や施設の対応の問題などがあげられ、それらを解決していくためには、マナーの向上、教育や啓発の機会を設けること、相互理解を深めるための体験の場の提供などがあげられました。

心のワークショップ等の意見を踏まえ、下記に示す主な取組み等を通じて、本基本構想の基本目標である「一人ひとりが“支えあうまち”の実現」を図ります。

●心のバリアフリーに関する主な取組み

高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・ バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・ 学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供

など

高齢者・障がい者への支援

- ・ 手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ ボランティア養成講座の開催 など

啓発活動の実施

- ・ イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR など

(2) 今後の取組みと推進体制

① 山口市におけるバリアフリー化推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

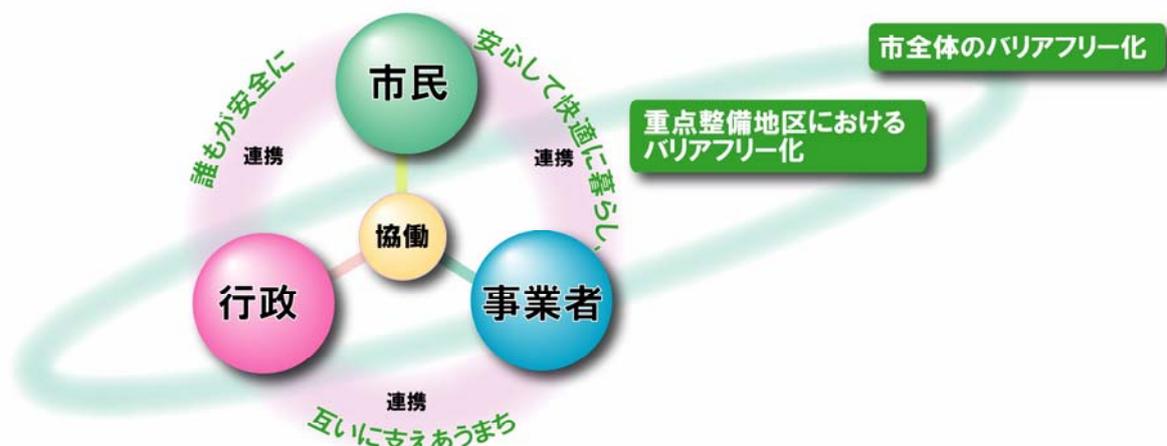
バリアフリー化の取組みを推進するにあたっては、行政や事業者においては各施設のバリアフリー化や情報提供など、市民においては日常生活における一人ひとりの支えあいなど、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、取り組んでいくものとします。

なお、この基本構想では主として新山口駅周辺地区を中心とする重点整備地区のバリアフリー化に関する事業について定めていますが、重点整備地区以外においてもバリアフリー化が必要な鉄道駅、道路、建築物等は多く存在しています。これら既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

一方、本市には身体障がいのほか知的障がい、精神障がいなど様々な障がいのある方々が暮らしています。また、身体障がいについても外見からは判断できない内部障がいがある方もおられるほか、高齢者、妊婦、子供など障害がなくても手助けを必要とされる方もおられます。

このような状況を踏まえ、山口市では施設のバリアフリー化を進めるにあたり、事業者や健常者からの視点だけで整備するのではなく、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

●市全体におけるバリアフリー化推進の考え方



② 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

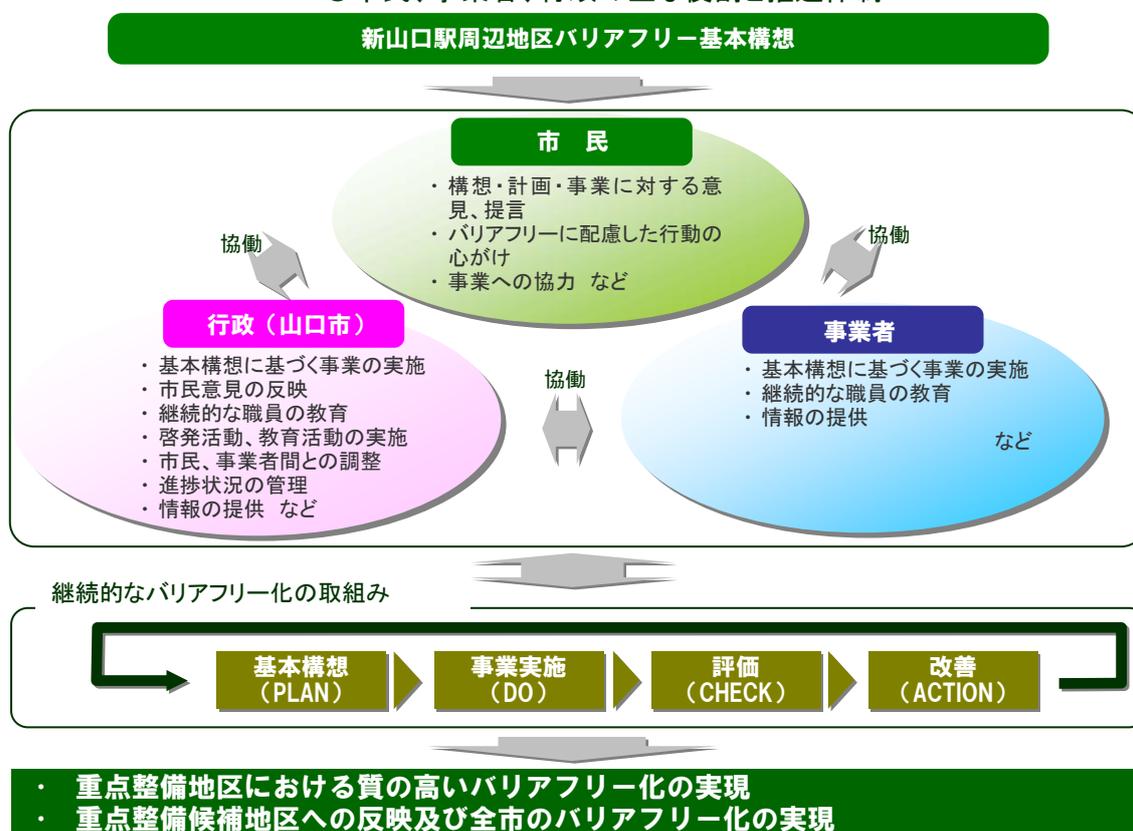
本基本構想に位置つけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけでなく、事業の進捗管理、及び高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、本基本構想では新山口駅周辺地区を対象とした事業を定めており、山口市全体の中でも特に先導的、優先的にバリアフリー化を進めていくものではありませんが、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

●市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



■山口市バリアフリー基本構想用語解説

あ行

■移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

■移動等円滑化基準

高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が定めるバリアフリー化の基準のことで、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準道路移動等円滑化基準がある。

■オストメイト

大腸がんや膀胱がん等が原因で、人工肛門や人工膀胱を使用している人のこと。

か行

■協働

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

■協議会

基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、市町村、事業者、高齢者・障がい者等、学識経験者等により構成された法定の組織。

■基準適合義務

一定の公共交通機関の施設(駅、車両等)や道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。また、既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務等が生じること。

■公共交通事業者

鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者、海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者、航空法による本邦航空運送事業者及び鉄道施設、輸送施設、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者。

■交通バリアフリー法

平成12年に施行「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称で、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めることを目的とする。平成18年には、ハートビル法と統合され、バリア

フリー新法が施行された。

■心のバリアフリー

高齢者、障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。

■コミュニティバス

交通空白地域の地域住民の生活の足として、地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。

さ行

■施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等をいう。

■重点整備地区

優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していこうという区域のこと。

■スパイラルアップ

具体的な施策などの内容について、高齢者、障がい者等の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路をいう。

■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。市役所、保健所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、診療所、劇場、図書館、百貨店等。

■その他の事業

生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもの。例として、駅前広場、通路等。

た行

■低床バス(ワンステップバス、ノーステップバス)

車椅子や足の不自由な人、お年寄りなどが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを今までのバスよりも低くしたバスのこと。

■特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分等。

■特定事業

移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業をいう。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業がある。

■特定旅客施設

旅客施設(鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など)のうち、利用者が相当数(概ね5,000人/日以上)であること又は相当数であると見込まれる施設。

■特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。

な行

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

■ハートビル法

平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、高齢者・身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

平成18年には、交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー新法が施行された。

■パブリックコメント

行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。

■バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

■バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月に施行され、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築

物等及びこれらの中の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたもの。

や行

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。

■要介護、要支援認定者

市が介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると認定した者。

わ行

■ワークショップ

地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

山口市バリアフリー基本構想

平成21年6月

編集発行 山口市都市整備部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654

E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp